○経済産業省告示第二百二十二号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十二年十月一日

経済産業大臣　大畠　章宏

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

登録更新年月日	登録認証機関の名称及び所在地	認証を行う事務所の名称及び所在地	登録の区分	認証を行う区域
平成22年5月26日	財団法人日本繊維製品品質技術センター 東京都中央区日本橋富沢町7番19号	一　財団法人日本繊維製品品質技術センター本部 東京都中央区日本橋富沢町7番19号	A（土木及び建築）、B（一般機械）、L（繊維）、S（日用品）、Z（その他）	日本、大韓民国及び中華人民共和国
		二　財団法人日本繊維製品品質技術センター東部事業所 東京都中央区日本橋富沢町7番19号		
		三　財団法人日本繊維製品品質技術センター中部事業所 愛知県名古屋市北区辻本通一丁目59番		
		四　財団法人日本繊維製品品質技術センター西部事業所 大阪府大阪市中央区常盤町二丁目3番25号		

○国土交通省告示第千百三十号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、特定地域を次のとおり指定する。

平成二十二年十月一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

指定する地域　一　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「柏崎市A」

二　道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中部運輸局長が定める営業区域の「東濃西部交通圏」

三　道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中部運輸局長が定める営業区域の「東濃東部交通圏」

期間　平成二十二年十月一日から平成二十五年九月三十日まで

○国土交通省告示第千百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第四項の規定により、東京都市計画土地区画整理事業湊二丁目東土地区画整理事業の施行規程及び事業計画について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十月一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　縦覧開始の日　平成二十二年十月二日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　東京都中央区入船二丁目二番六号　NTイリフネビル五階　独立行政法人都市再生機構東京都心支社湊都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大戸川支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

滋賀県大津市南郷一丁目十五の九番地内電子基準点を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から九二度五分三六秒　一五六五八・六三一メートルの地点　一号

標柱一号から三二二度四一分五六秒　一七・二四四メートルの地点　二号

標柱二号から三三〇度〇六分〇七秒　二一・八二三メートルの地点　三号

標柱三号から二五〇度三九分一〇秒　九・〇九八メートルの地点　四号

標柱四号から三三二度一九分三六秒　六・六八一メートルの地点　五号

標柱五号から二九〇度二七分五四秒　一六・六三二メートルの地点　六号

標柱六号から三三二度一九分二二秒　七・八三四メートルの地点　七号

標柱七号から二六度〇九分三一秒　一〇・八四五メートルの地点　八号

標柱八号から九六度五七分五七秒　三・一二五メートルの地点　九号

標柱九号から九五度一八分四三秒　一二・二七一メートルの地点　十号

標柱十号から七三度一四分四四秒　七・一七〇メートルの地点　十一号

標柱十一号から一一度〇八分四五秒　二・九四四メートルの地点　十二号

標柱十二号から一一度〇八分一九秒　七・三四〇メートルの地点　十三号

標柱十三号から三七度二四分一七秒　一三・九三一メートルの地点　十四号

標柱十四号から一〇一度五九分二七秒　四・一九二メートルの地点　十五号

標柱十五号から一〇一度三七分五二秒　九・〇六二メートルの地点　十六号

標柱十六号から一一五度一六分二二秒　二・五九八メートルの地点　十七号

標柱十七号から一八七度一二分四〇秒　一七・三四三メートルの地点　十八号

標柱十八号から一八七度一二分四八秒　一三・五〇七メートルの地点　十九号

標柱十九号から一五九度一五分一一秒　一三・五九二メートルの地点　二十号

標柱二十号から一五九度一五分二九秒　一〇・三一五メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から一六一度一二分四八秒　一八・一八七メートルの地点　二十二号

○国土交通省告示第千百三十三号

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損害のてん補額の決定以外のものを委託した保険会社の名称に変更があったので、昭和三十一年運輸省告示第百三十三号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

「あいおい損害保険株式会社」を「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」に改め、「ニッセイ同和損害保険株式会社」を削る。